

## スーパー定期 < 単利型 >

平成 25 年 1 月 4 日現在適用中

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金(M型) < 単利型 > (愛称: スーパー定期)
2. ご利用いただける方	・個人および法人
3. お預け入れ期間	・定型方式 1 カ月、2 カ月、3 カ月、6 カ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、6 年、7 年、8 年、9 年、10 年 ・満期日指定方式 1 カ月超 10 年未満
4. お預け入れ方法 (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・一括お預け入れいただきます。 ・100 円以上(総合口座の場合は、1 万円以上) ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻しいたします。
6. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・預入時の店頭表示の利率をもとに満期日までの適用利率を決定します。 (利率は「インフォメーションボード」に表示しております。) ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・預入期間 2 年以上のものは預金規定に定めた中間利払いをします。 2 年もの..... 1 年目の応当日に約定利率の 70% を利払いいたします。 2 年超のもの..... 1 年毎の応当日に約定利率の 70% を利払いいたします。 ・付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・個人の方の場合、お利息は「利子所得」として原則課税されます。 (平成 49 年 12 月 31 日まで、復興特別所得税が付加されることにより、一律 20.315% の源泉分離課税となります。預入期間 2 年以上のものは中間利払時にも課税されます。)
7. 手数料	
8. 付加できる 特約事項	・個人の定型方式のものは総合口座のお取扱いができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% を上乗せした利率を適用します。) ・預入期間 2 年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。 ・少額貯蓄非課税制度の対象となる方はマル優の取扱いができます。 ・定型方式のものは自動継続の取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息とともに払戻しいたします。 中途解約利率については別表 2 ご参照
10. その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険の対象となります。

### 別表 2 添付

当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--